

公 表 日
平成 年 月 日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	筑後川ポンプ場主ポンプ操作制御設備修繕工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 財津 知亨 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約年月日	平成30年 8月17日
契約業者名	(株) 西島製作所
契約業者の住所	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館7階
契約金額	74,736,000円(税込み)
予定価格	76,118,400円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	佐賀県三養基郡みやき町大字江口地先
工種区分	機械設備工事
工事期間(自)	平成30年 8月18日
工事期間(至)	平成31年 3月25日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 名 筑後川ポンプ場主ポンプ操作制御設備修繕工事
2. 施工場所 佐賀県三養基郡みやき町大字江口地先
3. 随意契約の相手方 住 所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
会社名：(株)西島製作所 九州支店
電 話：(092)771-1381
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、武雄河川事務所が管理する筑後川ポンプ場の1号及び3号主ポンプ操作制御設備の機能維持のために修繕を行うものである。

2) 工事の内容

本工事は、筑後川ポンプ場ポンプ設備のうち、1号及び3号主ポンプ操作制御設備の「機能・性能」を「回復」させる修繕を行うものであるが、単に機器の修繕を行うだけではなく、当該修繕後に故障が生じた際の原因究明や対策の立案等を含むものである。

3) 随意契約に付する理由

本工事を目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・修繕を行わなければならないが、それには工事契約の受注者(以下「受注者等」という。)が独自に管理保有している技術ノウハウ(以下「ノウハウ」という。)が必要である。

また、揚水ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、システムの一部を構成する機器を修繕する場合でもシステム全体の熟知が必要である。

(株)西島製作所は、筑後川ポンプ場ポンプ設備に関して、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているとともに、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するために必要な要件を具備している受注者等として(株)西島製作所を特定し、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、(株)西島製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったが、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかった。

そのことから、(株)西島製作所が本工事を履行できる唯一の受注者等と判断し、当該法人との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記法人と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
施設管理課長